

議案第 7 号

令和 7 年 7 月 2 0 日執行清須市長選挙の選挙人名簿被登録資格及び
登録日等について

令和 7 年 7 月 2 0 日執行清須市長選挙の選挙人名簿被登録資格及び登録日等を
下記のとおりとする。

令和 7 年 6 月 2 日提出

清須市選挙管理委員会

委員長 増 田 温 美

記

選挙人名簿被登録資格

1 被登録資格決定基準日

令和 7 年 7 月 1 2 日(土)

ただし、年齢については令和 7 年 7 月 2 0 日現在による。

2 登録日

令和 7 年 7 月 1 2 日(土)

3 住所要件

令和 7 年 4 月 1 2 日までに清須市に転入届をして、引き続き清須市の住民基本台帳に記録されている日本国民

4 年齢要件

令和 7 年 7 月 2 0 日(選挙期日)現在で満 1 8 年以上の者
(平成 1 9 年 7 月 2 1 日以前に出生した者)

【提案理由】

本議案にかかる名簿登録は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第22条第2項の規定に基づく選挙時登録であり、清須市公職選挙管理規程により登録を行うものです。

被登録資格決定基準日は、通常その選挙の告示日の前日としておりますので、今回は選挙期日が20日ですので、7月12日となります。また、この基準日で選挙人名簿に掲載する被有権者として選挙人名簿に登録するため、7月12日が登録日となります。

なお、被登録資格にあつては選挙権を規定する法第9条第1項により「日本国民たる年齢満18年以上の者で引き続き3箇月以上市町村内の区域内に住所を有する者」ですので、基準日の3箇月前の4月12日以前に住民票が作成され、引き続き7月12日まで住民基本台帳に登録されていることが住所要件となります。

また、同時に年齢要件として、選挙の当日に満18歳以上であることが必要ですので、平成19年7月21日以前に出生されている方が対象となります。

これらの要件を反映させて選挙人名簿登録を行います。が、県選挙や国政選挙ではないため、基準日以降に市外転出した者は選挙権がなくなり投票ができなくなります。また選挙期日に18歳を迎える者については、期日前投票は行えず、投票当日の投票若しくは不在者投票となります。